

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月1日作成)

法令名	職業能力開発促進法
根拠条項	第24条第1項
許認可等の種類	職業訓練の認定
法令の定め	職業能力開発促進法 第24条第1項 職業能力開発促進法施行規則 第30条
審査基準	別添のとおり
標準処理期間	総期間 20日(注:休日は含まない。) 経由機関 日・月( ) 協議機関 日・月( ) 処分機関 日・月( )
処分担当課	各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課(電話番号: )
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html</a> )

(別添)

1. 当該職業訓練が職業能力開発促進法施行規則第 10 条から第 13 条までに規定する職業訓練に該当する基準に適合し、かつ平成 10 年 6 月 29 日能発第 160 号労働省職業能力開発局長通達「職業訓練の訓練基準の運用について」および平成 5 年 4 月 1 日能発第 91 号労働省職業能力開発局長通達「事業主等が行う専門課程の高度職業訓練の認定および職業能力開発短期大学校の設置承認について」の別添要領第 2 の要件を満たすものであること。
2. 当該事業主等が、当該職業訓練を的確に実施できる能力を有すると認められることは次に掲げる事項により判断する。
  - (1) 事業主の場合にあつては、当該事業の内容から勘案して職業訓練の永続性があると認められること。
  - (2) 職業訓練団体を除く事業主等の団体等の場合であつては、定款等に職業能力開発促進法施行規則第 31 条第 2 項の事項が記載されるとともに、その業務または事業の一つとして職業訓練について明確な定めがあるほか、職業訓練に要する年間経費の主たる収入源等から勘案して職業訓練の永続性があると認められること。特に、法人格のない団体については、当該団体が職業訓練を遂行しうる能力を現実には有する団体であること。
  - (3) 労働基準法第 70 条の規定に基づく命令の適応を受けらるべきものである時には、その許可が受けられるものであること。
  - (4) 訓練生数は、事業主の場合にあつては総数で概ね 3 人以上、事業主の団体等の場合にあつては 1 訓練科につき、概ね 3 人以上であること。
  - (5) 管理監督者コースの短期課程の普通職業訓練については、監督者訓練員等特別の訓練を受けた職業訓練指導員が担当するものであること。
3. 職業能力開発促進法施行規則第 30 条の規定に基づく申請書および同規則第 31 条第 1 項の規定に該当するものにあつては定められた書面等の記載内容が適正であること。
4. 労働基準法第 70 条および労働安全衛生法第 61 条第 4 項の規定による許可を受けようとする者が申請者であるときは、申請者はその事業所の所在地を管轄する都道府県労働基準局長を経由して提出した者であること。
5. 審査に当たって考慮する通達
  - (1) 昭和 44 年 10 月 1 日訓発第 248 号労働省職業訓練局長通達  
「新職業訓練法の施行について」第 4 職業訓練の認定等について
  - (2) 昭和 45 年 4 月 8 日訓発第 70 号労働省職業訓練局長通達「2 級技能士訓練課程の向上訓練の実施について」
  - (3) 昭和 53 年 2 月 13 日訓発第 24 号労働省職業訓練局長通達「1 級技能士訓練課程の向上訓練の実施について」
  - (4) 昭和 58 年 2 月 25 日訓発第 44 号労働省職業訓練局長通達  
「単一等級技能士訓練課程の向上訓練実施要領について」
  - (5) 昭和 60 年 10 月 1 日能発第 210 号労働省職業能力開発局長通達  
「職業訓練法の一部を改正する法律の施行について」
  - (6) 平成 5 年 4 月 1 日能発第 91 号労働省職業能力開発局長通達  
「事業主等が行う専門課程の高度職業訓練の認定および職業能力開発大学校の設置承認について」  
別添要領 2 専門課程の高度職業訓練の認定
  - (7) 平成 10 年 6 月 29 日能発第 160 号労働省職業能力開発局長通達「職業訓練の訓練基準の運用について」